

熊本市記念館条例の一部改正について

熊本市記念館条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市記念館条例の一部を改正する条例

熊本市記念館条例（平成 5 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表熊本洋学校教師ジェーンズ邸の項中「水前寺公園 22 番 16 号」を「水前寺公園 12 番 10 号」に改め、同表に次のように加える。

夏目漱石大江旧居	熊本市中央区水前寺公園 21 番 16 号
----------	-----------------------

第 5 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中「き損する」を「毀損する」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

記念館の移転及び追加をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。